

「失効取消制度」の導入について

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮)では、お客さまの利便性および満足度の向上を目的として「失効取消制度」を導入いたします。

1. 内容

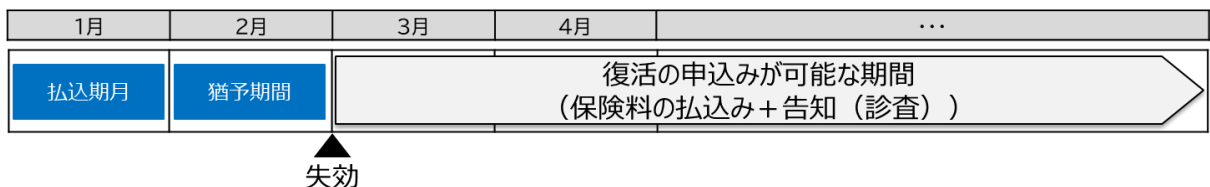
「失効取消制度」とは、保険料の払込みがないことを理由に契約が失効した場合に、失効日から2か月間を「失効取消期間」とし、その期間内に所定の保険料を払込みいただくことで、被保険者の告知などの手続きを要さず、保障をご継続いただける制度です。また、失効の取消が完了した場合、失効取消期間中に発生した保険事故に対しても保険金や給付金等を請求いただけます。

- ・ なお、契約日が2026年1月1日以前の契約については、これまでと同様に「保険料の自動貸付」および「保険契約の復活」を取り扱います。
したがって、失効取消期間が経過した後、「保険契約の復活」を申込みいただくことも可能です。ただし、復活の申込みに際しては改めて告知が必要となり、失効日から復活日までの保障はありません。
- ・ また、「保険料の自動貸付」の取扱いができる契約の場合は、払込猶予期間経過後、自動的に保険料を立て替えます。

○「失効取消制度」導入後(2026年1月2日以降)



○これまで(2026年1月1日以前)



2. 対象となる約款・特約条項

「保険契約の復活」を取り扱うすべての保険種類。

3. 保険料

本制度の導入による保険料の変更はありません。

4. 導入時期

2026年1月2日より。

「保険契約の復活」を取り扱う保険契約に加入されているお客さまについて、
下記の特則を適用します。

保険契約の失効取消に関する特則

(2026年1月2日制定)

第1条（特則の適用）

1. この特則は、契約日が2026年1月1日以前の保険契約の復活を取り扱うすべての保険契約（付加されている特約を含みます。以下同じ。）に付加して適用します。
2. この特則は、個人保険契約に限り適用します。
3. この特則を契約日が2018年4月2日以後の保険契約に適用する場合で、その保険契約が2026年1月2日以後に更新されたときには、この特則は消滅したものとします。

第2条（保険契約の失効取消）

1. つぎのいずれかにより2026年1月2日以後に保険契約が効力を失った場合でも、保険契約が効力を失った日からその日を含めて2か月（以下「失効取消期間」といいます。）以内に、保険契約者から当会社の本店または指定した場所に保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第2号の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）が払い込まれたときは、当会社は、保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱います。
 - (1) 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれないこと
 - (2) 保険料の自動貸付および契約者貸付の貸付金の元利金が解約返還金額をこえたこと
 - (3) 保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）を付加した場合で、猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないこと
2. 第1項の規定が適用される場合で、失効取消期間中に、保険契約が効力を失っていなかったとすれば保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、当会社は、その保険金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
3. 失効取消期間中に、保険契約が効力を失っていなかったとすれば保険契約が更新されていた場合は、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

第3条（パッケージ内契約に適用する場合の取扱）

第2条（保険契約の失効取消）第1項の規定により、2026年1月2日以後にパッケージ内契約が効力を失った場合で、保険契約者が、失効取消期間中に保険料期間がすでに到来している未払込保険料を払い込むときには、保険料期間がすでに到来しているすべてのパッケージ内契約の未払込保険料（パッケージ契約の保険料の自動貸付および契約者貸付の貸付金の元利金がつぎの各号の金額の合計額をこえたことによりパッケージ内契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）をあわせて払い込むことを要します。

- (1) 解約返還金
- (2) パッケージ内契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
- (3) パッケージ内契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格があるときは、その残額から当会社所定の金額を差し引いた金額

第4条（契約日が2018年4月1日以前の保険契約に適用する場合の取扱）

第2条（保険契約の失効取消）第1項の規定により、2026年1月2日以後に契約日が2018年4月1日以前の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が効力を失った場合で、保険契約者が、失効取消期間中に保険料期間がすでに到来している未払込保険料を払い込むときには、保険料期間がすでに到来している主契約および主契約に付加されたすべての特約の未払込保険料（第2条第1項第2号の規定により主契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）をあわせて払い込むことを要します。

以 上